

再々反論書における追加の主張について

2021年4月2日

審査請求人 遠藤保男 ほか 105人 別紙名簿を付す

令和3年2月22日付けの再々反論書に追加して主張する。

1. 本稿の目的

1975年に長崎県の公定事業となった石木ダム建設事業は、行政代執行で13世帯住民を排除しない限り本体着工できない状況にある。2009年事業認定申請、2013年事業認定告示、2019年9月19日には全土地・家屋等の所有権を強制収用、家屋の明渡し期限は2019年11月18日としたが、13世帯の皆さんは明渡しを拒否し、生活を続けている。

「不要な石木ダムに、これまで引き継いできた生活の場を引き渡すことはできない。利水面（佐世保市水道事業の水源開発4万 m^3 /日）、治水面（川棚川水系の治水目標規模1/100対応とし、同地点へのダムなし到達流量1,400 m^3 /秒（=基本高水流量）を既存の野々川ダムによる80 m^3 /秒調整と石木ダムによる190 m^3 /秒調整で1,130 m^3 /秒（=計画高水流量）とする）、ともに現実を無視した、科学的根拠のない口実である。必要性についてしっかり話し合おう。」と13世帯住民皆さんは連日抗議を続けている。

その毎日の抗議行動は2021年3月25日には1050日を超えている。特に2021年に入ってから、長崎県は本体工事に入る準備としての代替え道路工事、代替え道路から本体工事現場までの迂回道路工事等を年度内に終了させるとし、抗議行動の隙を狙った夜間工事も試みている。無駄な石木ダムに関連する工事は無駄であること、工事進捗の既成事実化は覚書き違反であること、から、特に13世帯皆さんは朝8時から夜10時まで14時間も工事現場で抗議行動を続けている。それはまさに、石木ダム事業が強行されているからのことであり、石木ダム事業がなければ、抗議行動は不要なのである。このような工事強行は、13世帯皆さんが疲れ果てて何もできなくなることを狙った長崎県の人権破壊行為そのものである。このような人権破壊行為は直ちに止めさせなければならない。

何故、このような人権破壊行為を法的に止めることができないのか。それは一重に「石木ダムに関する事業認定効果が否定されていないから」と長崎県収用委員会は主張している。

本件審査請求は、当該事業認定効果の仕上げの効果である収用明渡裁決の取消しを求めている。しかし、処分庁は再々弁明書で、「仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取り消されるまでは、事業認定を有効として裁決事務を執行する義務を負っている。つまり、収用委員会にとって、事業計画に係る事項については、審理に関係ない事項であり、その詳細について確認する必要はない。」としている。

再々反論書では、「事業認定を当然に無効とするような瑕疵」について具体的事実を提示した。本稿では、特に治水面に関して、その手順を追って問題点を整理し、その手順すべてにおいて致命的な瑕疵、それも意識的なゴマカシがなされていること、それらのゴマカシの積み重ねで治水面の必要性が作り上げられていること、川棚川水系にとってより有効な治水対策は「田んぼダ

ム」であることを別紙「石木ダム治水目的の検証」と「田んぼダムの」検討～川棚川の治水対策は「田んぼダム」の導入を～」で述べる。

2. 行政不服審査請求制度の目的

行政不服審査請求の国土交通省案件については、審査庁は国土交通大臣である。本件の場合には処分庁は長崎県収用委員会であって、審査請求者への弁明書は長崎県収用委員会が作成している。その内容は、土地収用法において、収用委員会には事業認定内容について審査権がない、事業認定が撤回されていない、事業認定に明白な瑕疵はない、とし、審査請求への棄却裁決を求めるものである。

本件審査請求者は、事業認定取消しを求める審査請求人でもあった。しかし、事業認定取消しを求める審査請求の裁決は棄却であった。棄却理由はすべてが請求者の主張をいなすものばかりで、きちんと受け止めた上での判断ではなく、処分者の言い分をそのまま受け継いで、「資料によれば、以下の諸点に照らして、本件事業が法第 20 条各号の要件を充足するとした本件処分について違法ないし不当な点は認められない。」とする誠に気楽なものであった。行政不服審査請求において、審査庁に必要な判断はあくまでも、「13 世帯住民の生活の場を奪わなければならないほどの理由があるのか」という視点からの判断である。

行政不服審査法の目的は、「……、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」にある。すなわち、本件においては、「13 世帯住民の生活の場を奪わなければならないほどの理由があるのか」「(無駄のない) 適正な事業なのか」という視点からの裁決をこの法律は期待しているのではないか。

事業認定取消しを求める審査請求への裁決は、「簡易迅速な手続による」としながら、事業認定取消訴訟の最高裁裁定がなされてから請求者に届いた。最高裁裁定が出ている以上、審査請求裁決取消訴訟は全く意味がなく、審査請求者には法的抵抗手段は皆無の状態であった。

行政不服審査請求制度において、処分庁を管轄する省庁大臣を審査庁にしていることは、その案件を「(当該行政処分から) 国民の権利利益の救済を図る」という視点から、その省庁としての「見直しを図る」ことが意図されていると審査請求者は考える。実際、本件においても、当該事業の技術的、法的、手続き的面においての専門領域の知見を心得ている公的機関は国土交通省に勝るものはない。審査請求案件に対して審査庁である国土交通大臣には、国土交通省の全力を注いで、「国民の権利利益の救済を図る」視点からの当該案件見直しを期待してやまない。

本件は石木ダム事業認定にかかる収用明渡裁決の取消しを求める審査請求である。①収用明渡し裁決の原因処分である事業認定に瑕疵はなかったのか、②事業認定処分後に事業認定時に想定していなかった事態が生じていないのか、について、「国民の権利利益の救済を図る」視点からの見直しができるのは国土交通大臣しかいない。繰り返しになるが「国民の権利利益の救済を図る」視点からの当該案件見直しを期待してやまない。

3. 事業認定処分に無効となるような重大かつ明白な瑕疵の有無について

処分庁は弁明書 5 ページ「エ 事業認定処分に無効となるような重大かつ明白な瑕疵の有無について」において、最高裁判示から「誤認が一見看取り得るもの」とし、土地収用法上は、4 つの手続き不備をあげている。

確かに、事業認定申請書もしくは事業認定理由書に記載されている内容について収用委員会がその真偽を審査することは難しいかもしれない。しかし残念ながら手続きがそろっていても、その内容が虚偽の積み重ねであるのが本件なのである。土地収用法は第63条第3項で「起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを前2項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べるができない。」としている。この項に縛られた収用委員会公開審理がなされる以上、事業の認定内容が虚偽で塗りたくられていることを土地所有者及び関係人が伝えることができない。この項はまさに事実を事実として伝えることを禁じた、土地所有者の人格権を侵害する憲法違反の条項である。

この条項を遵守した収用委員会審理指揮がなされる限り、認定内容が虚偽で塗りたくられていることは表出しない。

長崎県収用委員会は、第1次石木ダム収用明渡し裁決申請にかかる公開審理において、起業者に申請理由（当該事業の公共性）を陳述させたにもかかわらず、地権者の事業への異論については第63条第3項を適用して封じ込めた。「収用委員会は地権者の利益を守らない」ことを悟った地権者群はそれ以降すべての収用委員会審理への参加を拒否している。

共有地権者が2017年10月6日付けで同収用委員会に宛てた「石木ダム事業に係る土地収用事件の却下を求める要請書」（別添）に対しては何らの回答を得ていない。

収用委員会が、そして本件の審査庁までが、「誤認が一見看取り得るもの」とする限り、すべての土地収用案件は「認定内容が虚偽で塗りたくられ」たまま「収用明渡し裁決」⇒「強制収用」で帰結してしまう。

本審査請求においては、長崎県収用委員会の審理指揮は憲法違反状態であったことを認め、「誤認が一見看取り得るもの」の壁を越えて、事実と向かい合った結果としての裁決がなされなければならない。

そのためには、本処分の効果を一時的に停止した上での、審査庁による現地調査を含めた証拠審査、審査請求人等と本件に関係した起業者・行政処分者との公開による質疑応答の積み重ね、を求める。